

公益社団法人日本プロゴルフ協会

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プロゴルフ協会（以下本協会という）定款第28条の規定に基づき役員等の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、代議員と併せて役員等という。
- (2)常勤役員とは、理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事、業務執行理事の職にある者には、その在職中、第4条に定める報酬を支給する。
- 3 専門競技委員又は専門指導委員として本協会と契約（以下、本項において「本契約」という。）している者が、定款第23条に基づき理事に選任され理事の職務を併せて行う場合、当該者に対し、本契約に定められた報酬を支給する。この場合、理事の職務として会議等に出席した場合その他本協会の業務を行った場合は本条4項に基づいた日当を別に支給する。なお、本条2項の適用にあたっては、当該者が本契約に定める業務とともに本条2項の副会長または業務執行理事の職にあたる場合に限り、その在職中、第4条に定める報酬を別に支給する。
- 4 会長ならびに専務理事または常務理事以外の役員等が本協会の業務に就いた場合は、別に定める公益社団法人日本プロゴルフ協会の会員旅費支給規程に基づき旅費及び日当を支給する。
- 5 本条2項ならびに3項の規程に係わらず、定款第75条に定める事務局の職員から定款第23条に基づき選ばれた理事が本協会の業務についた場合は、事務局職員の給与規程ならびに旅費規程に基づいて支給される旅費および給与に加え、第4条に定める業務執行理事と同額の報酬を支給する。
- 6 役員等に対して、本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、理事会の承認により、講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事の退職に当たっては、その任期に応じ別に定める功労金支給規程に基づき退職慰労金を支給することができる。

- 8 事務局の職員から選ばれた理事の退職に当たっては、前項の規程による退職功労金は支給されず、職員の退職金規程に基づいて退職金を支給する。

(報酬の額)

第4条 会長、副会長、業務執行理事の報酬の年額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 10,800,000 円
 - (2) 副会長 540,000 円
 - (3) 業務執行理事 540,000 円
- 2 専務理事の報酬の年額は960万円以内、常務理事の報酬の年額は840万円以内とし、理事会の承認を経て決定するものとする。
- 3 副会長または業務執行理事が専務理事、もしくは常務理事を兼務する場合は、前項により決定された報酬額を支払うものとし、1項に定める報酬は支払わないものとする。

(定額報酬の支給)

- 第5条 報酬は、毎月1回、その月の24日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その日前において最も近い金融機関の休日でない日)にその月額的全額を銀行振込により支給する。
- 2 その者が月の中で退任又は月の中でその職に就任したときのその月の報酬月額は、日割りによって計算して得た額とする。
- 3 前項により計算した額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用)

- 第6条 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

改定 平成31(2019)年3月22日

改定 令和5(2023)年3月10日

改定 令和6(2024)年3月8日